

「京都市すまいの事業者選定支援制度」登録事業者向け説明会の開催について

京都市では、持続可能な都市の構築のため、居住の促進に取り組んでいます。特に、若者・子育て世帯の移住・定住を促進するにあたり、その方々の手が届く価格帯の住宅や子育て世帯に適した広さの住宅を供給するため、既存住宅の更なる利活用や流通の促進、住宅ストックの良質化等に取り組んでいます。

この度、京都市への移住や京都市での定住を希望される方が、すまい探しにおいて安心して既存住宅を選択できるよう、既存住宅の耐震性や建物の状況に対する不安を払拭でき、将来にわたって住み続けるにあたり住宅の適切な維持管理や良質化のためのリフォームやリノベーションなどが実現できる、既存住宅に精通した事業者の情報を提供し、その事業者の選定を支援する制度を開始します。

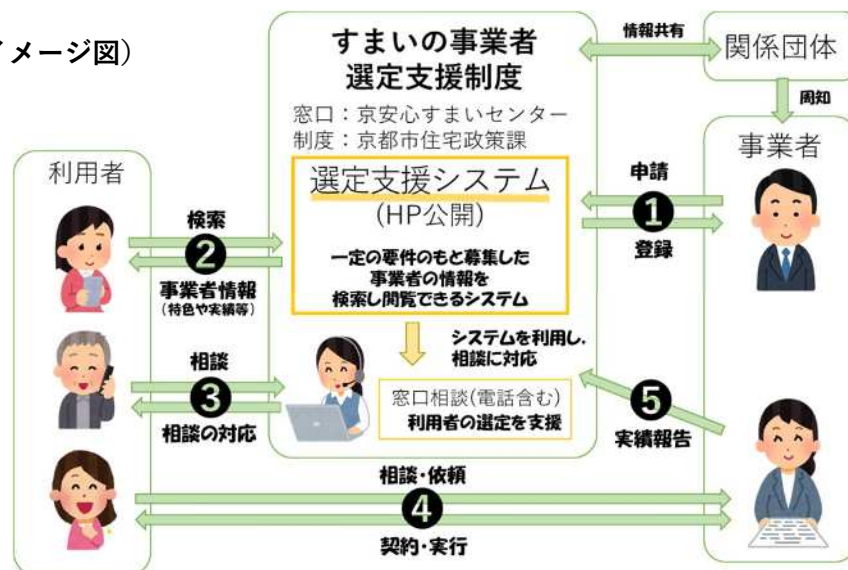
つきましては、当制度に登録を希望・検討される事業者向けの説明会を、下記のとおり開催しますので、是非御参加ください。

記

1 制度の概要

- 既存住宅を購入・賃貸する場合や、すまいに対しての維持管理やリノベーションなどに関する困りごとがある場合に、安心して自分のニーズにあった事業者を選定できるよう、ホームページに事業者を検索・絞り込みができる選定支援システムを構築します。
- 選定支援システムには、各事業者の特色や実績等の情報を明示し、利用者自身が自ら検索できるようにします。また、検索だけでは不安、インターネットが利用できないなどの利用者に対して、窓口である京安心すまいセンターが電話や来庁による相談に応じ、事業者の選定を支援します。

(制度のイメージ図)



2 対象

不動産事業者、建築士事務所、工務店、瓦・板金事業者

※ 京都市内に事業所を設置している事業者に限ります。

※ 登録には、一定の要件を満たす必要があります。詳細は、別紙の「登録要件の概要」を御参照ください。

3 日時・場所等

- (1)、(2)とも内容は同じです。どちらかをお選びください。
- (2)の説明会は、録画を行い、後日、募集案内のホームページに公開予定です。

(1) 対面開催

- ア 日 時：令和4年9月15日（木）19：30～
- イ 場 所：ひと・まち交流館 第4会議室
- ウ 参加上限：最大45事業者まで
※各事業者1名での参加としてください。

- 有料駐車場の台数に限りがありますので、お越しの際は、可能な限り公共交通機関を御利用ください。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、マスクを着用するなど咳エチケット等を心がけていただくとともに、当日の体調を御配慮いただき、咳や発熱などの症状がある方は出席を御遠慮いただきますよう、お願いいたします。



【バス】

市バス4、17、205号系統
「河原町正面」下車

【電車】

京阪電鉄「清水五条」下車 徒歩8分
地下鉄烏丸線「五条」下車 徒歩10分

(2) オンライン開催

- ア 日 時：令和4年9月22日（木）19：30～
- イ 開催方法：Zoomミーティングによるオンライン開催
- ウ 参加上限：最大90事業者まで
※申込後にミーティングID等を御案内します。

4 内 容

制度概要・募集要件・申請方法等、質疑応答

5 申 込

(1) 申込方法

メールに次の事項を記入し、京安心すまいセンターまでメールしてください。

メールアドレス：sumai@kyoto-jkoshu.or.jp

題 名：事業者選定支援制度説明会への参加

本 文：

①申込回：対面開催、オンライン開催 から選択

②事業者名 ③代表者名 ④参加者名 ⑤電話番号 ⑥メールアドレス

※電話での申込も受け付けています。京安心すまいセンターまでお電話ください。

(2) 申込期間（先着順）

○ 対 面 開 催：令和4年9月12日（月）まで

○ オンライン開催：令和4年9月16日（金）まで

6 申込先・問合せ先

京(みやこ)安心すまいセンター TEL：075-744-1670

〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1

（河原町五条下る東側）「ひと・まち交流館京都」地下1階

電話受付：午前9時30分から午後5時

休館日：水曜・祝日・第3火曜日及び年末年始

登録要件の概要

※「公益性」及び「実績等」の両方を満たす必要があります。

区分	登録要件（公益性）	登録要件（実績等）
不動産事業者	<p>次に掲げる<u>いずれか</u>に該当すること</p> <p>ア 京都市地域の空き家相談員に登録されている者（ただし、これまでにブロックのリーダー・サブリーダーを務めた者又は過去5年間に相談実績のある者）が所属していること</p> <p>イ 京町家相談員が所属していること</p> <p>ウ 京町家マッチング制度に基づく登録団体が作成するリストに掲載されている事業者であること</p> <p>エ 新町家パートナー事業者であること</p> <p>オ 安心すまいづくり推進事業における専門相談員としての実績がある者（ただし、過去5年間に相談実績がある者）が所属していること</p> <p>※アの相談実績については、京都市地域連携型空き家対策促進事業の活動又は京都市空き家活用・流通支援専門家派遣制度の派遣実績をいいます。</p>	<p>次に掲げる<u>いずれかふたつ</u>に該当すること</p> <p>ア 過去3年間で、既存住宅状況調査をしたことがあること</p> <p>イ 過去3年間で、自社の所有、借上げ又は仲介物件（住宅）で、耐震改修をしたことがあること</p> <p>ウ 過去3年間で、自社の所有、借上げ又は仲介物件（住宅）で、省エネ改修をしたことがあること</p> <p>エ 過去3年間で、自社の所有又は借上げ物件（住宅）で、リノベーションをしたことがあること</p> <p>オ 過去3年間で、自社の所有、借上げ又は仲介物件（住宅）で接道の認定・許可制度（建築基準法第43条第2項第1号の認定又は第2号の許可）を受けたことがあること</p> <p>カ 過去3年間で、自社の所有又は借上げ物件（住宅）で連担建築物設計制度（建築基準法第86条第2項の認定）を受けたことがあること</p> <p>キ 過去3年間で、既存住宅売買瑕疵保険を利用したことがあること</p> <p>ク 既存住宅状況調査技術者である建築士又は公認不動産コンサルティングマスターが所属していること</p>
建築士事務所	<p>次に掲げる<u>いずれか</u>に該当すること</p> <p>ア 耐震ネットワークの構成団体に推薦された専門家・事業者であること</p> <p>イ 木造住宅耐震診断士又は京町家耐震診断士が所属していること</p> <p>ウ 京都らしい省エネ住宅に取り組む事業者（ただし、これまでに京都省エネ住宅めぐり事業に参画した者）であること</p> <p>エ 京町家相談員が所属していること</p> <p>オ 京町家マッチング制度に基づく登録団体が作成するリストに掲載されている事業者であること</p> <p>カ 新町家パートナー事業者であること</p> <p>キ 安心すまいづくり推進事業における専門相談員としての実績がある者（ただし、過去5年間に相談実績がある者）が所属していること</p>	<p>次に掲げる<u>いずれか</u>に該当すること</p> <p>ア 過去3年間で、京都市が実施する耐震診断士派遣事業の派遣実績があり、かつ、耐震改修に係る設計をしたことがあること</p> <p>イ 過去3年間で、省エネ改修に係る設計をしたことがあること</p> <p>ウ 既存住宅状況調査技術者である建築士が所属し、過去3年間で、既存住宅状況調査を行ったことがあること</p> <p>エ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業 ZEHビルダー/プランナー（既存改修）で登録されていること</p>
工務店	<p>次に掲げる<u>いずれか</u>に該当すること</p> <p>ア 耐震ネットワークの構成団体に推薦された専門家・事業者であること</p> <p>イ 木造住宅耐震診断士又は京町家耐震診断士が所属していること</p> <p>ウ 京都らしい省エネ住宅に取り組む事業者（ただし、これまでに京都省エネ住宅めぐり事業に参画した者）であること</p> <p>エ 京町家相談員が所属していること</p>	<p>次に掲げる<u>いずれか</u>に該当すること</p> <p>ア 過去3年間で、耐震改修をしたことがあること</p> <p>イ 過去3年間で、省エネ改修をしたことがあること</p> <p>ウ 過去3年間で、リフォーム瑕疵保険を利用したことがあること</p> <p>エ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業 ZEHビルダー/プランナー（既存改修）で登録されていること</p>
瓦・板金事業者	<p>次に掲げる<u>いずれか</u>に該当すること</p> <p>ア 京町家マッチング制度に基づく登録団体が作成するリストに掲載されている事業者であること</p> <p>カ 新町家パートナー事業者であること</p>	<p>次に掲げる<u>いずれか</u>に該当すること</p> <p>ア 一級かわらぶき技能士が所属していること</p> <p>イ 一級建築板金技能士が所属していること</p>